



令和3年度

行政区長のご紹介

4月28日(水)に行政区長会議が行われ、令和3年度の行政区長が次のとおり確認されました。

皆さんと行政を結ぶパイプ役を担っていただく行政区長をご紹介します。

上双珠別 美園
伊藤 清志 さん 清水野克治 さん
下双珠別 占冠第一
藤岡 幸次 さん 細谷 誠 さん
中央第二 占冠市街
鈴木 雅士 さん 山崎 正紀 さん
宮下 上トママ第一
稲田 實 さん 船橋 章 さん
本通 上トママ第二
窪田 敏雄 さん 安居 明美 さん
千歳 中トママ
児玉 眞澄 さん 伊藤 修 さん
高台 森 隆行 さん

☎(56) 21221
閩総務課総務担当



令和3年度

民生委員・児童委員のご紹介

民生委員・児童委員

○(一)内は担当区

鈴木 雅士さん

(双珠別・中央第二)

鷺尾 心英さん

(宮下)

窪田 敏雄さん

(本通)

児玉 仁子さん

(千歳)

大和 妙子さん

(高台・美園・中央第三・占冠第一)

原 和恵さん

(占冠市街)

坂口 誠さん

(下トママ・中トママ・上トママ)

主任児童委員

○子どものことを専門に担当します。

江頭 恵美さん

(全村)

渡辺 幸恵さん

(全村)

これから地域と共に

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員は、様々な活動を通じて、皆様の安心を支えています。

これから地域福祉の中核として取組みを強化していくとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて活動していきます。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして、占冠村では9人(うち2人は主任児童委員)の委員が活動しています。

村民の身近な相談相手として、常に住民の立場に立ち、生活上の心配ごとや困りごとなどの相談に広く応じるとともに、行政や専門機関へのパイプ役として、関係行政機関の業務にも協力しています。

個人の秘密は固く守られますので、日常生活での困りごとや悩みごとなどがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

閩福祉子育て支援課社会福祉担当

☎(56) 2125

ささいな悩みでもお気軽にご相談ください

【暮らしのこと】

- ・住まいに関すること
- ・近所付き合いに関すること
- ・生活費に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・遊び場などの危険箇所に関すること

【在宅生活に関すること】

- ・毎日の介護で困っていること
- ・福祉サービスの利用に関すること

- ・介護保険制度に関すること
- ・施設利用に関すること(小規模多機能施設など)

【家族関係のこと】

- ・結婚、離婚に関すること
- ・親子関係に関すること
- ・扶養に関すること
- ・相続に関すること

【育児・教育のこと】

- ・育児やしつけに関すること
- ・いじめや不登校に関すること
- ・学校生活の悩みに関すること
- ・非行に関すること
- ・児童虐待に関すること

など

令和2年度

占冠村住民活動推進事業の実績報告

占冠村では住民活動推進規則により、ボランティア団体、NPOなどによる住民主体の活動を支援しています。

住民の自主的な活動によって住民活動への理解を深め、活動の活性化を図ることから、地域の力を高めるとともに、住民福祉の増進に資することを目的として行っています。

令和2年度採択事業は下記のとおりです。

これらは、占冠村むらびと条例(第11条・第12条)に定められている「協働の推進」「コミュニティの推進」に基づく取り組みです。

村民の皆さんが互いに助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、コミュニティを守り育てることが期待されます。

支援決定団体の名称	支援決定事業の名称	交付決定額
宮下地域ボランティア会	宮下地域ボランティア事業	36,582円
占冠ボランティア会	占冠ボランティア事業	7,000円
美園ボランティア会	美園ボランティア事業	99,308円
トママボルダリングサークル	トママボルダリングサークル事業	270,000円
本通・千歳行政区・宮下自主防災組織	防災・減災出前講座	55,351円

むらびと条例について解説した「手引き」をホームページに公開しています。

<https://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/kikaku/p4ictp0000000wne.html>



閩企画商工課企画担当 ☎(56) 2124

児童手当の現況届の提出は6月末日までに

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。

なお、現況届の用紙は、5月中に対象者に郵送しています。

児童手当とは？

1 目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

2 支給対象

中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

3 支給額

①0～3歳未満(一律)

②3歳～小学校修了前まで(第1子、第2子)

③3歳～小学校修了前まで(第3子)

④中学生(一律)

4 所得制限

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5千円となります。

5 支給時期

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで(4か月分)が支払われます。

閩福祉子育て支援課子育て支援室

☎(56) 2125